

あけまして
おめでとう
ございます



ジェイシス税理士法人

〒543-0001
大阪市天王寺区上本町
8-9-23 JKPLACEビル2F
TEL 06 (6770) 1801
FAX 06 (6770) 1811
<http://www.jcss-tax.com/>

1月

(睦月) JANUARY

1日・元日 2日・振替休日 9日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

ワンポイント 宿泊税

ホテルや旅館の宿泊者に課税する法定外目的税。大阪府ではこの1月から1人1泊の宿泊料金に対して、1万円以上1万5千円未満100円、1万5千円以上2万円未満200円、2万円以上300円の税率の宿泊税を導入します。1万円未満は免税。東京都はすでに平成14年10月に税率2段階の宿泊税を導入しています。

1月の税務と労務

- 国 税 / 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税 / 報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出
1月31日
- 国 税 / 源泉徴収票の交付、提出
1月31日
- 国 税 / 12月分源泉所得税の納付
1月10日
(納期の特例を受けている事業所の7~12月分は1月20日)
- 国 税 / 11月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等)
1月31日
- 国 税 / 5月決算法人の中間申告
1月31日
- 国 税 / 2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告
(年3回の場合)
1月31日
- 地方税 / 固定資産税の償却資産に関する申告
1月31日
- 地方税 / 給与支払報告書の提出
1月31日
- 労 務 / 労働保険料の納付(第3期分)
1月31日
(労働保険事務組合委託の場合2月14日まで)

~マイナンバー適用開始~
1月固有業務のポイント

各種法定調書と 償却資産申告書 の作成

毎年一月になると、源泉徴収票や各種支払調書の作成・交付・税務署への提出、給与支払報告書、償却資産申告書の各市町村への送付等、他の月にはない業務が多くなります。

加えて本年からマイナンバーの記載が始まるため実務処理の負担も増え、様式のサイズが変更されたものもあります。

そこで、これら一月固有の業務のポイントについて整理してみます。

I 法定調書

法定調書には多くの種類がありますが、そのうち一般的なものについてポイントを整理すると次のようになります。

これらは、一月末までに所轄税務署長に提出する必要があります。

ます。

1 給与所得の源泉徴収票

【税務署提出を要する範囲】

下表のとおりです。

「給与所得の源泉徴収票（受給者交付用）」は、提出範囲にかかわらず、すべての受給者について作成の上、一月末日までにそれぞれの受給者に交付することになっていきます。なお、受給者交付用へのマイナンバー記載はしません。

また、給与支払報告書と同時に作成できるように、四枚又は三枚複写となっています。

2 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

【税務署提出を要する範囲】

退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の提出範囲は、平成二十八年中に支払が確定した退職手当等の受給者が、法人（人格のない社団等を含みます）の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等）であった者です。

なお、退職所得の源泉徴収票は、提出範囲にかかわらず、退

職後一か月以内にすべての受給者に交付することになっています。



3 報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書

【税務署提出を要する範囲】

平成二十八年中に講演料や外交員報酬など所得税法第二〇四条第一項等に規定する報酬・料金を支払った者は、同一人に対する支払金額の合計が一定額を超える場合に提出します。

4 不動産の使用料等の支払調書

(1) 提出義務者
平成二十八年中に不動産、不動産の上に存する権利、総トン数二〇トン以上の船舶・航空機の借受けの対価等を支払った法

【給与所得の源泉徴収票の提出範囲】

受給者の区分		提出範囲
年末調整をしなかつた者	(1)法人（人格のない社団等を含みます）の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等である者）及び現に役員をしていなくても平成28年中に役員であった者	平成28年中の給与等の支払金額が150万円を超えるもの
	(2)弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、弁理士、海軍代理士、建築士等（所得税法第204条第1項第2号に規定する者）	平成28年中の給与等の支払金額が250万円を超えるもの
	(3)上記(1)及び(2)以外の者	平成28年中の給与等の支払金額が500万円を超えるもの
年末調整をしなかつた者	(4)【給与所得者の扶養控除等申告書】を提出した者	イ平成28年中に退職した者、災害により被害を受けたため、平成28年中の給与所得に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予又は還付を受けた者 ロ平成28年中に主たる給与等の金額が2,000万円を超えるため、年末調整をしなかつた者
	(5)【給与所得者の扶養控除等申告書】を提出しなかつた者（給与所得の源泉徴収税額表の月額表又は日額表の乙欄若しくは丙欄適用者等）	全部 平成28年中の給与等の支払金額が50万円を超えるもの

記載例

平成28年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

住所	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1		
税務区分	国税 三都	個人番号(住民票コード)	345678901234
支払先	欄外	支払金額	高率控除率
外交員報酬		2,400,000	98.012
住所	川口市西川口4-6-18		
支払先	株式会社 ○販売	個人番号(住民票コード)	5678901234567

(注) この記載例は、外交員報酬を次のように支払っている場合の例です。

- 1 1月から12月までの報酬の支払総額が2,400,000円(給与等の支払い金額なし)。
- 2 1のうち、支払調書作成日現在において未払の報酬の合計金額が200,000円。

人や不動産業者である個人。(2) 支払調書の提出範囲 同一人に対する平成二十八年中の支払金額の合計が一五万円を超えるもの。なお、法人に支払われる不動産

(国税庁ホームページより)

産の使用料等については、地上権、不動産等の賃借権、その他土地の上に存する権利の設定による対価がない場合には、提出は不要です(主に個人の不動産所得のチェックに使われるためです)。

II 給与支払報告書

給与支払事業者は、住民税の特別徴収の資料とするために、一月末日までに受給者の一月一日現在居住する市町村長宛に「給与支払報告書」(源泉徴収票と複写で書けるもの二枚)と総括表を提出する必要があります。

III 償却資産申告書

1 申告すべき資産

平成二十九年一月一日現在において現存する事業用償却資産(他に貸し付けているものを含まず)について申告します。具体的には、下表に掲げるようなものです。

なお、土地及び家屋は、不動産登記簿や実地調査により市町村が独自で課税台帳を作るので申告という制度はありません。

また、自動車税・軽自動車税の課税対象である自動車・軽自動車・小型自動車は、二重課税排除の見地から課税対象外となっています。

注意すべき点として「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」により三〇万円未満の減価償却資産を必要経費又は全額損金算入した場合は、申告対象となります。

2 申告の方法

- (1) 前年度(平成二十八年度)に申告した者…増減申告
平成二十八年一月二日から平成二十九年一月一日現在までの間に、増加・減少のあった資産について申告します。
- (2) 今年度初めて申告する者…全資産申告
平成二十九年一月一日現在所有する全資産について申告します。

3 免税点

課税標準の合計額が一五〇万円未満の場合は、課税されません。

4 納期

納期は四月、七月、十二月及び翌年二月の四回です(市区町村によって異なる場合があります)。

種類別資産例

資産の種類	主な償却資産の例示
1. 構築物	広告塔、井戸、門、塀、庭園その他土地に定着する土木設備など
2. 機械及び装置	電気機械、化学機械、建設機械、印刷機械、起重機その他物品の製造、加工修理などに使用する機械及び装置など
3. 船舶	ボート、貨物船、客船など
4. 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5. 車両及び運搬具	ホイールクレーン、フォークリフトなどの特殊自動車(自動車税及び軽自動車税の課税対象は除く)など
6. 工具・器具及び備品	机、椅子、ロッカー、金庫、ワープロ、計算機、レジスター、応接セット、テレビ、陳列ケース、測定工具、切削工具など

新年のご挨拶



明けましておめでとうございます。

消費税率10%への引上げが平成31年10月に2年半延期されたことに伴い、住宅取得の際の契約日による税率適用の経過措置や住宅ローン減税の適用期限、自動車取得税の廃止時期などの見直しが行われていますので注意が必要です。

本年1月から、いわゆるスイッチOTC医薬品の購入額が年間1万2千円を超えた場合(8万8千円を限度)にその超えた額を所得控除できる医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)がスタートします。薬代のみを対象にする特例制度導入の背景の一つには、増大する医療費の抑制があります。平成33年末までの適用で、通院・入院費用等も対象となる現行の医療費控除とは選択適用になります。

毎年9月に引き上げられてきた厚生年金の保険料率は、本年9月の引上げを最後に固定されます。企業の社会保険料負担の増大が、一部ではあるものの止まることになるわけですが、年金財源である消費税の税率引き上げが延期されたことを考えると、その影響が心配されます。

皆様のご発展を祈念して、新年のご挨拶といたします。

相続税申告書への被相続人のマイナンバーの記載が不要に

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入により、平成28年1月1日以降に相続等(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む)により取得する財産に係る相続税の申告書には、被相続人のマイナンバーを記載する必要がりましたが、平成28年10月以降に提出する相続税申告書より、被相続人のマイナンバーの記載が不要となりました。

故人からは相続開始後に個人番号の提供を受けることができないため、相続税申告書に被相続人の個人番号を記載するには、相続開始前に、相続税の申告のために、あらかじめ個人番号の提供を受けておくことが必要でした。しかし、親族間であっても抵抗があったり、困難である、という趣旨の意見があったようです。そのような意見を踏まえ、相続税申告書への被相続人の個人番号の記載を不要とする見直しが行われました。

扶養親族の所属の変更

例えば、夫が長男を扶養親族とする「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出し年末調整を行い、妻が扶養親族の記載をせずに「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出し年末調整を行った場合でも、その後、夫の扶養親族を妻の扶養親族に変更する方法があります。

扶養親族を増加させようとする者(妻)及び減少させようとする者(夫)及び減少させようとする者(妻)全員が、その所属の変更を記載した「確定申告書」を提出すれば、扶養親族の所属の変更は認められます。

なお、この場合の申告書には、「修正申告書」及び「更正の請求書」は含まれませんので、いずれかの居住者がいったん確定申告書を出している場合には、扶養親族の所属の変更はできません。